

[介護保険分]

予防専門型通所介護（要支援の方対象）				
	サービス区分	実施単位	介護度	利用者負担額
	基本サービス費	1月につき	要支援1	1,798単位 1,921円
			要支援2	3,621単位 3,868円
体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	要支援1	88単位 94円
			要支援2	176単位 188円
	栄養アセスメント加算	1月につき		50単位 54円
	科学的介護推進体制加算	1月につき		40単位 43円
	事業所評価加算	1月につき	算定対象年度のみ	120単位 128円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数×9.2%×地域区分単価（10.68円）－介護保険給付額＝利用者負担額		

↓ 対象者のみにかかる加算 ↓

個別加算	若年性認知症利用者受け入れ加算	1月につき		240単位 257円
	同一建物減算	1月につき	要支援1	▲376単位 ▲401円
			要支援2	▲752単位 ▲803円
	栄養改善加算	1回につき		200単位 214円

[予防専門型通所介護各加算の説明]

【要支援の方のみの加算】

※事業所評価加算とは…【前年度評価→翌年度算定】

評価対象期間において、厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所に対して評価する加算です。

【要支援・要介護の方共通の加算・減算】

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）とは…

介護従事者のキャリアを評価する目的として、介護福祉士を70%以上配置している事業所に加算されます。

※栄養アセスメント加算とは…

当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。アセスメントを実施・報告し、国が推奨する「ライフ※1」へ情報提供し、活用した時に加算されます。

※科学的介護推進体制加算とは…

国が推奨する「ライフ」へ利用者毎の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出、活用した時に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）とは…

国が定める介護職員の賃金等の改善に適合している事業所について介護職員等処遇改善加算（9.2%）として利用者負担があります。

※若年性認知症利用者受入加算とは…

若年性認知症の利用者を受け入れ、個別に担当を決め必要に応じたサービスを提供する場合に加算されます。

※同一建物減算とは…

当該施設と同一建物に居住され、通う方に対し減算となります。

※栄養改善加算とは…

栄養改善サービスの提供にあたり、必要に応じ居宅を訪問した場合にその方のみ加算されます。また、国が推奨する「ライフ」への情報提供を行います。

通所介護（要介護の方対象）				
サービス区分	実施単位	介護度	単位数	利用者負担額
基本サービス費	6～7時間 (1日につき)	要介護1	584単位	624円
		要介護2	689単位	736円
		要介護3	796単位	851円
		要介護4	901単位	963円
		要介護5	1,008単位	1,077円
	7～8時間 (1日につき)	要介護1	658単位	703円
		要介護2	777単位	830円
		要介護3	900単位	962円
		要介護4	1,023単位	1,093円
		要介護5	1,148単位	1,226円
体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22単位	24円
	中重度者ケア体制加算	1日につき	45単位	48円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日につき	56単位	60円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	20単位	22円
	栄養アセスメント加算	1月につき	50単位	54円
	科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	43円
	ADL維持等加算Ⅰ	1月につき	30単位	32円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数×9.2%×地域区分単価（10.68円）－介護保険給付額＝利用者負担額		

↓ 対象者のみにかかる加算 ↓

個別加算	入浴介助加算	1回につき ⅠかⅡどちらか	Ⅰ Ⅱ	40単位 55単位	43円 59円
	認知症加算	1日につき		60単位	64円
	若年性認知症利用者受入加算	1日につき		60単位	64円
	栄養改善加算	1回につき		200単位	214円
	送迎未実施減算	1日片道		▲47単位	▲51円
	同一建物減算	1日につき		▲94単位	▲101円

[共通の注意事項]

※「利用者負担額」は一定以上の所得の方については2割・3割負担となるため、上記「利用者負担額」の約2倍・3倍の額となります。負担割合については「介護保険負担割合証」にて確認ください。

[介護保険適用外分]

昼食代（おやつ代込み）	850円（食費材料費＋調理費用）
おむつ代	実費（持参の場合は無料）

[通所介護各加算の説明]

【要介護の方のみの加算・減算】

※中重度者ケア体制加算とは…

提供時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置していること。要介護3以上を一定以上受け入れ、在宅生活の継続に質するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準より複数上加配している事業所を評価する加算です。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）イとは…

専ら機能訓練の職務に従事する職員を1名以上配置していること。利用者毎の心身の状況や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画書を作成し、当該計画に基づき、機能

訓練を実施していること。その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で機能訓練の内容と計画の進捗状況などを説明し、訓練内容の見直し等を行っている事業所に加算されます。

※個別機能訓練加算（Ⅱ）とは…

Ⅱに関しては国が推進する「科学的介護情報システム：L I F E ライフ」へⅠの内容を情報提供し、活用した時にⅠに上乗せ加算されます。

※ADL維持等加算（Ⅰ）とは…【前年度評価→翌年度算定】

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を評価する加算です。

注：ADL維持等加算（Ⅱ）1月60単位（64円）

Ⅱに関しては、平均値が更に一定水準を超えかつ国が推奨する「ライフ」へ情報提供し活用した時にⅠに替わり加算されます。

※入浴介助加算とは…

入浴をご利用されている方に対して加算されます。

ⅠかⅡかについては、その方の状態や環境により変わります。

※認知症加算とは…

認知症高齢者を一定以上受け入れ、在宅生活の継続に質するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準より複数上加配している事業所を評価する加算です。

（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対しての加算となるため、居宅サービス計画書に自立度の記載をお願いいたします）

※送迎未実施減算とは…

送迎を実施していない場合（家族が送迎を行う場合など）に減算となります。

★上記以外の加算の説明は「予防専門型通所介護各加算の説明」の項目「要支援・要介護の方共通の加算・減算」の欄の説明を参照願います。

※1 L I F E：ライフとは厚生労働省では高齢者の状態やケアの内容等のデータや通所・訪問リハビリテーションデータを収集システムにより運用しており、これらの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から名称を「科学的介護情報システム（Long-term care information system For Evidence；LIFE ライフ）と呼びます。